

市内の各地域包括支援センター		
名 称	電話番号	担当地域
所沢	2926-4426	宮本町・西所沢・金山町・喜多町・北有楽町・日吉町・東町・寿町・元町・御幸町・旭町・有楽町・星の宮
松井東	2951-5500	下安松・松郷・東所沢和田
松井西	2994-1615	上安松・牛沼・東新井・西新井
柳瀬	2951-5812	東所沢・本郷・南永井・日比田・亀ヶ谷・城坂之下
富岡	2942-0067	北中・岩岡町・所沢新町・中富・中富南・下富・神木・北岩岡
新所沢	2990-2582	緑町・榎町・泉町・青葉台・けやき台・向陽町
新所沢東	2921-5599	松葉町・弥生町・美原町・北所沢町・花園
三ヶ島第1	2923-8780	三ヶ島・堀之内・糀谷・林・和原・西狭山ヶ丘
三ヶ島第2	2926-7800	東狭山ヶ丘・狭山ヶ丘・若狭
小手指第1	2947-1211	上新井・小手指南・小手指元町・小手指町5丁目・北野南・北野・北野新町
小手指第2	2923-8780	小手指町1丁目~4丁目
山口	2947-1211	山口・上山口
吾妻	2929-6965	くすのき台・東住吉・南住吉・西住吉・久米・荒幡・北秋津・松が丘
並木	2943-7333	並木・若松町・こぶし町・北原町・中新井・下新井

◎担当地域については、民生委員・児童委員の担当地区に準じます。

●地域包括支援センター（左表参照）
地域の高齢者とその家族を支援するため、市内14か所に包括的総合相談支援窓口を設置しています。高齢者の生活や福祉に関することについてお気軽にご相談ください。

高齢者福祉施策をご案内します

●地域支援体制の整備
お達者俱樂部
各種相談
地域会議

●安心して生活していくために
市内在住で65歳以上の方が対象
手当などの支給・助成事業
介護予防事業

●ねたぎり老人手当支給事業
ねたぎりの状態、または認知症の方（要介護4以上に相当）が、6ヶ月以上在宅で介護している家族の方に、手当を支給します。

●地域包括支援センター（左表参照）
地域の高齢者とその家族を支援するため、市内14か所に包括的総合相談支援窓口を設置しています。高齢者の生活や福祉に関することについてお気軽にご相談ください。

●地域支援事業（介護予防事業）
一般的な高齢者や介護が必要となる可能性の高い高齢者のための介護予防の情報提供やプラン作成について、地域包括支援センターを通じて実施していきます。

●手当などの支給・助成事業
介護予防事業

●ねたぎり老人手当支給事業
ねたぎりの状態、または認知症の方（要介護4以上に相当）が、6ヶ月以上在宅で介護している家族の方に、手当を支給します。

●地域包括支援センター（左表参照）
地域の高齢者とその家族を支援するため、市内14か所に包括的総合相談支援窓口を設置しています。高齢者の生活や福祉に関することについてお気軽にご相談ください。

●地域支援事業（介護予防事業）
一般的な高齢者や介護が必要となる可能性の高い高齢者のための介護予防の情報提供やプラン作成について、地域包括支援センターを通じて実施していきます。

●手当などの支給・助成事業
介護予防事業

●ねたぎり老人手当支給事業
ねたぎりの状態、または認知症の方（要介護4以上に相当）が、6ヶ月以上在宅で介護している家族の方に、手当を支給します。

●地域包括支援センター（左表参照）
地域の高齢者とその家族を支援するため、市内14か所に包括的総合相談支援窓口を設置しています。高齢者の生活や福祉に関することについてお気軽にご相談ください。

●地域支援事業（介護予防事業）
一般的な高齢者や介護が必要となる可能性の高い高齢者のための介護予防の情報提供やプラン作成について、地域包括支援センターを通じて実施していきます。

●手当などの支給・助成事業
介護予防事業

●ねたぎり老人手当支給事業
ねたぎりの状態、または認知症の方（要介護4以上に相当）が、6ヶ月以上在宅で介護している家族の方に、手当を支給します。

●高齢者などへの支援事業
ひとり暮らし
高齢者手当支給事業

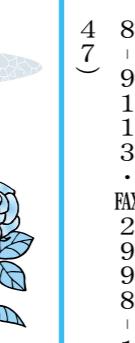
●単身高齢者保養事業（10月）
ひとり暮らしの方を、日帰りバス旅行にご案内します（今年度は募集終了）。

●緊急通報システムの貸与
市で委嘱した相談員が、ひとり暮らしの方や日中に単身となる方などをお宅を定期的に訪問し、話し相手や安否確認を行います。

●慢性疾患などのあるひとり暮らしの方や日中に単身者に対し、急病や事故の際にボタンを押すことで、消防署の受信機に通報する機器を貸し利用者が自動的に活用する施設です。

●高齢者みまもり相談員
市で委嘱した相談員が、ひとり暮らしの方や日中に単身となる方などをお宅を定期的に訪問し、話し相手や安否確認を行います。

長寿を祝し、記念品を贈呈します



【自宅に記念品をお送りする方】

◆長寿者…101歳以上
明治39年3月31日以前に生まれた方

◆米寿者…88歳
大正7年4月2日から

大正8年4月1日までに生まれた方

【市職員などが直接お届けする方】

◆長寿者…100歳
明治39年4月1日から40年3月31日までに生まれた方

敬老会行事などのお知らせ

敬老会行事は、各行政区ごとに地区自治連合会、町内会、区長会等が独自に催します。

○昭和7年4月1日以前に生まれた方

75歳以上の方が対象となります。

問い合わせ 高齢者支援課

（☎2998-9120・FAX2998-1147）

健康・医療



健康・医療

●老人保健法による医療給付

●健診

●定期検査

●定期健診

●定期検査

●定期検査